

長野労働局発表（28-16）

平成 28 年 6 月 22 日

担 当	長野労働局雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官	森 孝 行
	室長補佐	天 野 由紀子
	労働紛争調整官	岡 田 尚 人
	電 話	026-223-0551

『平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況』

～「いじめ・嫌がらせ」の相談が過去最多～

『平成27年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況』

～「マタニティハラスメント」の相談が過去最多～

長野労働局(局長 岡崎 直人)は、このたび、「平成27年度個別労働紛争解決制度の施行状況」及び「平成27年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況」をまとめましたので、公表します。

1 平成27年度個別労働紛争解決制度施行状況（別添資料1）

【平成27年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

(1) 総合労働相談件数	：	16,464件（対前年度比0.6%増）
うち民事上の個別労働紛争相談件数	：	5,750件（同30.7%増）
(2) 助言・指導申出件数	：	101件（同24.1%減）
(3) あっせん申請受理件数	：	132件（同17.0%減）

<ポイント>

- 雇用形態及び職場の人間関係の変化や現在の経済・雇用情勢等を反映し、県内の総合労働相談コーナー（労働局及び9労働基準監督署内の計10か所に設置）などに寄せられた総合労働相談の件数は、前年度と同水準で、高止まり（第1図）
- 民事上の個別労働紛争相談件数は、昨年度に比べて約30%増加（第1図）
- 民事上の個別労働紛争相談の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」「自己都合退職」「解雇」が多く、「募集・採用」「いじめ・嫌がらせ」「自己都合退職」が増加し、「いじめ・嫌がらせ」が過去最多（第2・3図）
- 「民事上の個別労働紛争相談件数」「助言・指導申出件数」「あっせん申請受理件数」の全てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップ（第3・5・8図）

- 5 あっせん申請受理件数は、昨年度に比べ 17.0%減少したが、その中でも「いじめ・嫌がらせ」については、6.7%増加（第4図）
- 6 助言・指導は全件1か月以内に、あっせんは2か月以内に 98.5%が手続きを終了しており、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴を活かした処理（第7・10図）

「個別労働紛争の解決の促進に関する法律（概要は別添1）」に基づく、平成27年度の個別労働紛争解決制度の施行状況（概要）は別添2、助言指導・あっせんの事例は別添3のとおりである。

2 平成27年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法施行状況（別添資料2）

【男女雇用機会均等法施行状況】

- (1) 相談件数 : 275件（対前年度比12件減）
- (2) 労働局長による紛争解決援助申立受理件数 : 6件（同1件減）
- (3) 機会均等調停会議による調停 : 2件（同1件増）
- (4) 制度是正指導 : 175件（同51件増）
- (5) ポジティブ・アクションの取組促進 : 162件（同19件増）

<ポイント>

- 労働者からの相談は、25年度から105件、122件、142件と推移し2年連続増加
- 「セクシュアルハラスメント」の相談が108件と依然として最多（図1-1・表1-1）
- 「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」（マタニティハラスメント）の相談が45件から63件と40%増加、「母性健康管理」の相談が36件から45件と25%増加
- 「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い」に関する労働局長による紛争解決援助申立受理件数が5件と2年連続最多（図1-2・表1-2）
- 機会均等調停会議による調停は「配置における性差別」と「昇進における性差別」に関する2件
- 「セクシュアルハラスメント」に関する制度是正指導が107件と依然として最多、「母性健康管理」に関して制度是正指導する割合が23.4%から37.7%と14.4ポイント増加（表1-3）
- 「女性の管理職登用」に関するポジティブ・アクションの取組を促す助言が53件と依然として最多（表1-4）

【育児・介護休業法施行状況】

(1)相談件数	:	928件	(対前年度比144件減)
うち個別ケースに関する相談	:	78件	(対前年度比19件増)
(2)労働局長による紛争解決援助申立受理件数	:	4件	(同1件増)
(3)両立支援調停会議による調停	:	0件	(同1件減)
(4)制度是正指導	:	761件	(同239件減)

<ポイント>

- 1 労働者からの相談は、25年度から142件、164件、172件と推移し2年連続増加（表2-1・表2-2）
- 2 「育児関係」の労働者からの相談が25年度から122件、131件、156件と推移しており、特に休業制度、子の看護休暇に関する相談が増加傾向
- 3 「個別ケースに関する相談」が59件から78件と約32%増加、うち「育児関係」の「休業等に係る不利益取扱い事案」（マタニティハラスメント）は27件から36件と約33%増加（表2-2）
- 4 「育児休業等に係る不利益取扱い」に関する労働局長による紛争解決援助申立受理件数が4件と依然として最多（図2-3・表2-3）
- 5 「育児関係」「介護関係」ともに「所定労働時間の短縮措置等（義務）」に関する制度是正指導が依然として最多（表2-4）

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく紛争解決援助の事例は別添4のとおりである。